



2022年5月20日

各 位

会 社 名 株式会社エフティグループ
代 表 者 名 代表取締役社長 石田 誠
(東証スタンダード・コード: 2763)
問 合 せ 先 広報・IR担当
電 話 03(5847)2777 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月20日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を2022年6月21日開催予定の第37回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 遠隔地の株主様など現在の株主総会に出席することの困難な多くの株主様の出席を可能とし株主総会の活性化、効率化、円滑化を図るとともに、感染症や自然災害を含む大規模災害や社会全体のデジタル化を念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡大することで株主の皆様の利益に資するものと考え、2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」が施行され、定款に定めることにより、一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）が認められたことに伴い、現行定款に第13条第2項を追加するものであります。

なお、定款第13条第2項の効力発生は、本株主総会の決議に加え、株主様の利益に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集)</p> <p>第 13 条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から 3 箇月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に臨時これを招集する。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 15 条 当社は株主総会の招集に際して、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して開示したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(招集の時期及び方法)</p> <p>第 13 条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から 3 箇月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に臨時これを招集する。</p> <p><u>2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附則)</p> <p><u>(場所の定めのない株主総会に関する経過措置)</u></p> <p>第 3 条 第 13 条の変更は、産業競争力強化等の一部を改正する等の法律の定めにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする。なお、本附則本条は、効力発生日をもってこれを削除する。</p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第 4 条 変更前定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更後定款第 15 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、</u></p>

	<u>変更前定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則本条は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から 3 箇月を経過した日のいずれか遅い日以後にこれを削除する。</u>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 6 月 21 日
定款変更の効力発生日 2022 年 6 月 21 日

以 上